



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年7月8日金曜日 第1674号

◇ 目次 ◇

自衛官の募集.....	723
自衛官の採用試験.....	723
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	723
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	726
医師の指定.....	726
指定医師の所在地の変更.....	727
指定医師の辞退の届出.....	727
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	727
町営土地改良事業の施行の同意（3件）.....	728
肥料登録有効期間の更新.....	728
林業用種苗生産事業者の登録.....	728
林業用種苗生産事業者の変更登録.....	728
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	729
道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線）.....	730
道路の区域変更（県道伊予川内線）.....	731
道路の供用開始（ " ）.....	731
道路の供用開始（県道内子河辺野村線）.....	731
道路の供用開始（県道鳥首五十崎線）.....	731
道路の区域変更（県道立石内子線）.....	732
道路の供用開始（ " ）.....	732
開発行為に関する工事の完了.....	732
都市計画事業の認可（2件）.....	732

公 告

職業訓練指導員試験の実施..... 733

人事委員会公告

平成17年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試

験公告.....	733
平成17年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告.....	737
平成17年度愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験公告.....	739
平成17年度愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験公告.....	741

労働委員会告示

労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定の一部改正..... 743

雑 報

平成17年度行政書士試験の実施について..... 743

任 免 辞 令

井上 康三郎..... 744
公営企業任免辞令..... 744

告 示

○愛媛県告示第1377号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の募集期間を次のとおり告示する。

平成17年7月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

男子（平成17年度第3次分）

平成17年8月1日（月）から

8月31日（水）まで

○愛媛県告示第1378号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成17年7月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
（男子） 平成17年9月4日（日）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1379号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新

居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年7月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

新居浜電子株式会社
 新居浜市王子町1番1号
 代表取締役社長 渡邊光廣

2 事業場の名称及び所在地

新居浜電子株式会社
 新居浜市王子町1番1号

3 特定施設に関する事項

(1) 銅めっき装置5号

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第66号 電気めっき施設	
特定施設の能力	1日当たり343キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~3.0 最大 2.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.8 最大 7.2
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.7 最大 4.1
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 412 最大 468	

備考 発生する汚水は、汚水処理施設Ⅲにおいて処理する。

(2) 銅めっき装置(9号、10号、11号、12号、13号)

特定施設の種 類	政令別表第1第66号 電気めっき施設	
特定施設の能力	1日当たり161キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	

特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~3.0 最大 2.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 12
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.4 最大 2.1
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 345 最大 364	

備考 発生する汚水は、汚水処理施設Ⅳにおいて処理する。

(3) 銅めっき装置(14号、15号)

特定施設の種 類	政令別表第1第66号 電気めっき施設	
特定施設の能力	1日当たり343キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~3.0 最大 2.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.8 最大 7.2
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.7 最大 4.1
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 412 最大 468
----------------------------	------------------

備考 発生する汚水は、汚水処理施設Ⅳにおいて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

汚水処理施設Ⅲ

設 置 年 月 日	平成16年5月4日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理+化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	物理処理+化学処理		
処 理 施 設 の 構 造	鋼材及び塩化ビニール等		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	57メートル×12.5メートル×10メートル 30メートル×10.5メートル×10メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり2,580立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	還元法+中和法+イオン交換方式+活性炭吸着法		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4.0~12.0 最大 3.0~13.0	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.5 最大 8.4	通常 4.9 最大 7.4
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 5未満	通常 5未満 最大 5未満
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.2 最大 3.9	通常 7.4 最大 9.8
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 0.8	通常 0.5 最大 0.8
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 2,293 最大 2,509	通常 2,293 最大 2,509	

汚水処理施設Ⅳ

設 置 年 月 日	平成17年5月1日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理+化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	物理処理+化学処理		
処 理 施 設 の 構 造	鋼材及び塩化ビニール等		

処 理 施 設 の 主 要 寸 法	122.4メートル×12メートル×8メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり5,328立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	還元法+中和法+イオン交換方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4.0~12.0 最大 3.0~13.0	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.2 最大 9.4	通常 4.6 最大 6.9
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 5未満	通常 5未満 最大 5未満
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.9 最大 3.1	通常 6.8 最大 9.3
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 0.8	通常 0.5 最大 0.8
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 4,251 最大 4,564	通常 4,251 最大 4,564	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.2 最大 7.8
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.4 最大 8.6
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.42 最大 0.76
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 1,454 最大 1,602	

備考 この他に、雨水排水口が1箇所ある。

○愛媛県告示第1380号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年7月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
新居浜電子株式会社
新居浜市王子町1番1号
代表取締役社長 渡邊光廣
- 2 事業場の名称及び所在地
新居浜電子株式会社
新居浜市王子町1番1号
- 3 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第65号及び第66号
- 4 変更しようとする事項の内容
汚水等の処理の方法及び排水水の汚染状態及び量の変更
- 5 汚水等の処理施設に関する事項
汚水処理施設Ⅲ

		変更前		変更後	
処理施設の能力		1日当たり2,760立法メートル処理		1日当たり2,580立法メートル処理	
汚水等の処理の方式		還元法・中和法・イオン交換法		還元法・中和法・イオン交換法・活性炭吸着法	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 7.1 最大 9.9	通常 4.7 最大 7.1	通常 5.5 最大 8.4	通常 4.9 最大 7.4
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5未満 最大 5未満	通常 5未満 最大 5未満	通常 5未満 最大 5未満	通常 5未満 最大 5未満
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1.8 最大 2.6	通常 6.8 最大 9.4	通常 2.2 最大 3.9	通常 7.4 最大 9.8
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 1,751 最大 1,896	通常 1,751 最大 1,896	通常 2,293 最大 2,509	通常 2,293 最大 2,509

汚水処理施設Ⅳ

○愛媛県告示第1381号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成17年7月8日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由・聴覚・平衡・音声、言語又はそしゃく機能障害	神経内科	独立行政法人国立病院機構愛媛病院	田口敬子	東温市横河原366番地	平成17年7月1日

		変更前		変更後	
処理施設の構造	中和槽、pH調整槽	縦横 1.8メートル 高さ 3.6メートル	縦横 1.8メートル 高さ 4.5メートル	縦横 1.8メートル 高さ 4.5メートル	縦横 1.8メートル 高さ 4.5メートル
	凝集槽	縦横 1.8メートル 高さ 1.5メートル	縦横 1.8メートル 高さ 2.4メートル	縦横 1.8メートル 高さ 2.4メートル	縦横 1.8メートル 高さ 2.4メートル
	沈降槽	直径 5.9メートル 高さ 2.5メートル	直径 5.9メートル 高さ 3.4メートル	直径 5.9メートル 高さ 3.4メートル	直径 5.9メートル 高さ 3.4メートル
処理施設の能力		1日当たり3,500立法メートル処理		1日当たり5,328立法メートル処理	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 8.0 最大 12.0	通常 4.7 最大 7.1	通常 6.2 最大 9.4	通常 4.6 最大 6.9
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5未満 最大 5未満	通常 5未満 最大 5未満	通常 5未満 最大 5未満	通常 5未満 最大 5未満
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1.4 最大 2.0	通常 5.1 最大 7.0	通常 1.9 最大 3.1	通常 6.8 最大 9.3
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 1,219 最大 1,292	通常 1,219 最大 1,292	通常 4,251 最大 4,564	通常 4,251 最大 4,564

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量 1号排出口

		変更前		変更後	
汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後	変更前	変更後
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 3.75 最大 7.0	通常 4.2 最大 7.8	通常 4.2 最大 7.8	通常 4.2 最大 7.8
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5未満 最大 10未満	通常 5未満 最大 10未満	通常 5未満 最大 10未満	通常 5未満 最大 10未満
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5.35 最大 7.2	通常 6.4 最大 8.6	通常 6.4 最大 8.6	通常 6.4 最大 8.6
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 834 最大 933	通常 834 最大 933	通常 1,454 最大 1,602	通常 1,454 最大 1,602

じん臓・呼吸器機能障害	内 科	喜多医師会立内山病院	平 澤 泰	喜多郡内子町城廻275 - 1	〃
呼 吸 器 機 能 障 害	〃	宮島小児科医院	宮 島 一 郎	西条市大町字弁財天710 - 2	〃
肢 体 不 自 由	脳神経外科	愛媛県立新居浜病院	齊 藤 正 裕	新居浜市本郷三丁目1番1号	〃
〃	内 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	西 川 典 子	東温市志津川	〃
ぼうこう又は直腸機能障害	泌 尿 器 科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	尾 木 伸 輔	今治市喜田村七丁目1番6号	〃
〃	〃	〃	西 尾 俊 治	〃	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	内 科	西予市立野村病院	大 塚 伸 之	西予市野村町野村9号53番地	〃
〃	外 科	〃	越 智 貴 紀	〃	〃
じ ん 臓 機 能 障 害	内 科	愛媛労災病院	松 尾 博 司	新居浜市南小松原町13番27号	〃

○愛媛県告示第1382号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。
平成17年7月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
岡 本 傳 男	町立吉田総合病院	北宇和郡吉田町大字北小路甲217	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	平成16年10月1日

○愛媛県告示第1383号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。
平成17年7月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	愛媛労災病院	及 川 秀	新居浜市南小松原町13番27号	平成17年6月8日

○愛媛県告示第1384号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成17年7月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
家具のニシオカ谷町店	松山市谷町甲148 - 1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	株式会社ニシオカ、株式会社メディコニ	ユー・ファクトリー株式会社、株式会社メディコニ	平成17年6月3日	平成17年6月23日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有

する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1385号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・日野浦地区）の施行に平成17年6月23日同意した。

平成17年7月8日

愛媛県知事 加戸守行

場整備事業・池の岡地区）の施行に平成17年6月23日同意した。

平成17年7月8日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1386号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・日野浦地区）の施行に平成17年6月23日同意した。

平成17年7月8日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1388号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成17年7月8日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成20年7月26日	愛媛県第1229号	副産石灰肥料	パールシエル	アルカリ分48.0	公定規格のとお	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1446番地2
平成20年7月26日	愛媛県第1230号	副産石灰肥料	粒状パールシエル	アルカリ分48.0	公定規格のとお	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1446番地2

○愛媛県告示第1387号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、津島町から協議のあった町営土地改良事業（ほ

○愛媛県告示第1389号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、生産事業者を次のように登録した。

平成17年7月8日

愛媛県知事 加戸守行

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業者の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住所	種	穂	名	所在地
393	住友林業株式会社 山林部 新居浜山林事業所	新居浜市磯浦町2番1号	1 採取	2 精選	住友林業株式会社 山林部 新居浜山林事業所	新居浜市磯浦町2番1号

○愛媛県告示第1390号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録変更の届出があった。

平成17年7月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更に係る事項

生産事業者佐藤昭夫、佐藤理昭、白川建三に係る次の事項

生産事業者の住所

事務所の所在地

生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所

2 変更の内容

佐藤 昭夫

生産事業者の住所

変更前 上浮穴郡久万町大字東明神甲3202

変更後 上浮穴郡久万高原町東明神甲3202

事業所の所在地・生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所

変更前 上浮穴郡久万町大字東明神甲3202

変更後 上浮穴郡久万高原町東明神甲3202

生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所

変更前 上浮穴郡久万町大字東明神

変更後 上浮穴郡久万高原町東明神
佐藤 理昭
生産事業者の住所
変更前 上浮穴郡久万町大字東明神 458 番地
変更後 上浮穴郡久万高原東明神甲3211 - 7
事業所の所在地・生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所
変更前 上浮穴郡久万町大字東明神 458 番地
変更後 上浮穴郡久万高原町東明神甲3202
生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所
変更前 上浮穴郡久万町大字東明神
変更後 上浮穴郡久万高原町東明神
白川 建三
生産事業者の住所
変更前 上浮穴郡久万町大字菅生 2 - 387
変更後 上浮穴郡久万高原町菅生 2 - 387
事業所の所在地・生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所
変更前 上浮穴郡久万町大字菅生 2 - 387
変更後 上浮穴郡久万高原町菅生 2 - 387
生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所
変更前 上浮穴郡久万町
変更後 上浮穴郡久万高原町

○愛媛県告示第1391号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西予市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年7月8日

愛媛県知事 加戸 守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

- 2 埋立区域

- (1) 位置

ア A工区

西予市明浜町宮野浦乙468番1から同乙466番2に至る間の地先公有水面

イ B工区

西予市明浜町宮野浦甲1955番から同乙468番1に至る間の地先公有水面

ウ C工区

西予市明浜町宮野浦甲1956番2から同甲1955番に至る間の地先公有水面

- (2) 区域

ア A工区

次の1点から13点までを順次直線で結んだ線並びに

13点から1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.98メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（西予市明浜町宮野浦乙468番4地先に設置された金属鈹）は、北緯33度18分15秒、東経132度25分21秒の地点

1点は、基点から真北169度31分33秒10.02メートルの地点

2点は、1点から真北213度30分03秒6.30メートルの地点

3点は、2点から真北213度29分42秒5.46メートルの地点

4点は、3点から真北218度13分43秒5.46メートルの地点

5点は、4点から真北222度19分11秒5.46メートルの地点

6点は、5点から真北227度02分05秒5.46メートルの地点

7点は、6点から真北229度52分38秒5.46メートルの地点

8点は、7点から真北234度35分52秒5.46メートルの地点

9点は、8点から真北238度41分00秒5.46メートルの地点

10点は、9点から真北243度33分46秒6.01メートルの地点

11点は、10点から真北246度59分51秒4.87メートルの地点

12点は、11点から真北251度07分33秒5.36メートルの地点

13点は、12点から真北254度00分08秒3.30メートルの地点

イ B工区

次の14点から16点までを順次直線で結んだ線並びに16点から14点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.98メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（西予市明浜町宮野浦乙468番4地先に設置された金属鈹）は、北緯33度18分15秒、東経132度25分21秒の地点

14点は、基点から真北231度10分29秒83.26メートルの地点

15点は、14点から真北260度09分19秒5.62メートルの地点

16点は、15点から真北259度50分45秒1.16メートルの地点

ウ C工区

次の17点から58点までを順次直線で結んだ線並びに58点から17点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.98メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（西予市明浜町宮野浦乙468番4地先に設置された金属鈹）は、北緯33度18分15秒、東経132度25分

21秒の地点

17点は、基点から真北 239 度52分37秒116.93メートルの地点

18点は、17点から真北 259 度48分33秒2.56メートルの地点

19点は、18点から真北 259 度49分15秒5.06メートルの地点

20点は、19点から真北 260 度42分59秒5.10メートルの地点

21点は、20点から真北 261 度45分46秒5.14メートルの地点

22点は、21点から真北 263 度25分23秒5.19メートルの地点

23点は、22点から真北 265 度17分04秒5.23メートルの地点

24点は、23点から真北 268 度06分12秒6.77メートルの地点

25点は、24点から真北 271 度29分36秒4.88メートルの地点

26点は、25点から真北 273 度56分33秒4.25メートルの地点

27点は、26点から真北 276 度32分00秒5.31メートルの地点

28点は、27点から真北 279 度23分22秒5.31メートルの地点

29点は、28点から真北 282 度15分22秒5.31メートルの地点

30点は、29点から真北 285 度07分09秒5.31メートルの地点

31点は、30点から真北 287 度59分04秒5.31メートルの地点

32点は、31点から真北 291 度28分43秒7.65メートルの地点

33点は、32点から真北 295 度29分38秒6.12メートルの地点

34点は、33点から真北 298 度18分00秒6.28メートルの地点

35点は、34点から真北 300 度37分48秒6.21メートルの地点

36点は、35点から真北 302 度27分48秒6.15メートルの地点

37点は、36点から真北 303 度31分51秒6.09メートルの地点

38点は、37点から真北 304 度07分42秒6.24メートルの地点

39点は、38点から真北 303 度51分23秒10.80メートルの地点

40点は、39点から真北 303 度51分42秒9.62メートルの地点

41点は、40点から真北 303 度21分50秒5.36メートルの地点

42点は、41点から真北 303 度04分23秒4.95メートルの地点

43点は、42点から真北 302 度06分29秒6.86メートルの地点

44点は、43点から真北 300 度30分04秒6.31メートルの地点

45点は、44点から真北 298 度39分15秒4.81メートルの地点

46点は、45点から真北 296 度29分50秒6.03メートルの地点

47点は、46点から真北 293 度58分49秒5.85メートルの地点

48点は、47点から真北 291 度11分51秒5.22メートルの地点

49点は、48点から真北 288 度19分24秒6.17メートルの地点

50点は、49点から真北 284 度52分18秒7.59メートルの地点

51点は、50点から真北 280 度34分26秒9.48メートルの地点

52点は、51点から真北 276 度31分51秒6.57メートルの地点

53点は、52点から真北 271 度42分52秒17.38メートルの地点

54点は、53点から真北 267 度38分37秒9.83メートルの地点

55点は、54点から真北 267 度23分30秒7.10メートルの地点

56点は、55点から真北 265 度45分59秒7.72メートルの地点

57点は、56点から真北 264 度05分00秒9.88メートルの地点

58点は、57点から真北 261 度18分06秒1.83メートルの地点

(3) 面積

A 工区 201.38平方メートル

B 工区 10.23平方メートル

C 工区 1,787.44平方メートル

合計 1,999.05平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成12年1月21日 愛媛県指令11港第539号

4 しゅん功認可年月日

平成17年7月8日

○愛媛県告示第1392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年7月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市神拝字出口甲461番5地先から 同字甲254番6地先まで	旧	メートル 5.6～7.6	キロメートル 0.019	
			新	8.3～9.3	0.019	

○愛媛県告示第1393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年7月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伊予川内線	伊予市上三谷字四ツ枝甲1195番5から 同市上三谷字道中寺甲1177番3まで	旧	メートル 15.8～16.2	キロメートル 0.200	
			新	15.8～23.5	0.200	

○愛媛県告示第1394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年7月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予川内線	伊予市上三谷字四ツ枝甲1195番5から 同市上三谷字道中寺甲1177番3まで	平成17年7月8日

○愛媛県告示第1395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年7月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町只海乙385番27から 同町只海甲898番3地先まで	平成17年7月8日

○愛媛県告示第1396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年7月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥首五十崎線	喜多郡内子町五十崎甲1223番3から 同町五十崎甲1314番1まで	平成17年7月8日

○愛媛県告示第1397号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成17年 7月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	立石内子線	喜多郡内子町知清799番 2 から 同町知清659番 1 まで	旧	メートル 10 8~31.7	キロメートル 0.243	
			新	2 8~51.1 9 3~38.4	0.254 0.155	

○愛媛県告示第1398号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成17年 7月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	立石内子線	喜多郡内子町知清799番 2 から 同町知清659番 1 まで	平成17年 7月 8日

○愛媛県告示第1399号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成17年 7月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
17松局建（開）第17号 平成17年 6月24日	東温市志津川字垣ノ内甲1245番 2 及び甲1252番 3	松山市枝松四丁目 2 番 3 号 末 光 知 城
17松局建（開）第18号 平成17年 6月27日	伊予市上三谷字久保甲1262番 5	伊予市米湊522番地の 1 米 澤 尚 志
17松局建（開）第19号 平成17年 6月27日	伊予市上三谷字久保甲1262番 6	伊予市米湊522番地の 1 米 澤 尚 志
17松局建（開）第20号 平成17年 6月27日	伊予市上三谷字久保甲1262番 1	伊予市米湊522番地の 1 米 澤 貴 美 子

○愛媛県告示第1400号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第59条第 2 項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。
平成17年 7月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画事業の種類及び名称
東予広域都市計画道路事業
3・4・4 西町中村線
- 2 施行者の名称
愛媛県

- 3 事務所の所在地
松山市一番町四丁目 4 番地 2
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
新居浜市本郷一丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第1401号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第59条第 2 項の規定

による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

平成17年7月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画事業の種類及び名称
東予広域都市計画道路事業
3・4・6 駅前郷線
3・4・5 船屋阿島線
- 2 施行者の名称
愛媛県
- 3 事務所の所在地
松山市一番町四丁目4番地2
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
新居浜市郷一丁目、郷二丁目、郷三丁目及び郷四丁目並びに田の上一丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

○公 告

職業訓練指導員試験の実施について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成17年7月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 試験を実施する職種
 - (1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種
機械科、洋裁科、和裁科、木工科、冷凍空調機器科、

配管科及び塗装科

- (2) 学科試験（指導方法）を実施する職種
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全職種（(1)に掲げる職種を除く。）
- 2 試験の実施期日
平成17年9月11日（日）午前10時
- 3 試験の実施場所
松山市西垣生町2184番地
愛媛職業能力開発促進センター
- 4 受験申請書の提出期間
平成17年7月25日（月）から8月5日（金）までとする。
ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 5 受験申請書の提出先
松山市一番町4丁目4番地2
愛媛県経済労働部管理局労政雇用課
- 6 合格発表
平成17年10月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知する。
- 7 その他
 - (1) 受験手続の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、労政雇用課において交付する。
なお、郵送を希望する者は、あて先を明記し、120円分の郵便切手をはった返信用封筒を同封の上、労政雇用課へ申し込むこと。
 - (2) この試験についての問い合わせは、労政雇用課技能振興係（電話（089）912 2504）にすること。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第4号

平成17年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告

平成17年7月8日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
電話（089）912-2826
愛媛県ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/>

平成17年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験を次のとおり行います。

- 1 受付期間
 - (1) 申込書を持参又は郵送する場合
平成17年8月16日（火）から9月5日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。
なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。
 - (2) インターネットを利用して申し込む場合
平成17年8月17日（水）から8月26日（金）までに届いたものに限り、受け付けます。
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容
試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。
 - (1) 初級

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	2人程度	知事の事務部局、公営企業管理者の事務部局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
学校事務	3人程度	県立学校又は市町立小学校若しくは中学校に勤務し、学校事務に従事します。
警察事務	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

(2) 資格免許職

試験区分	採用予定人員	職務内容
大程 学 卒 業 度 学 校 栄 養 士	3人程度	県立学校又は市町立小学校若しくは中学校（共同調理場を含む。）に勤務し、学校給食の栄養管理・指導等の業務に従事します。
短卒 期業 大程 学 度 診 療 放 射 線 技 師	2人程度	知事の事務部局又は公営企業管理者の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、放射線治療、検査等の診療放射線に関する業務に従事します。

3 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) それぞれの試験について、次に該当する者

ア 初級

試験区分	生 年 月 日	学 歴 ・ そ の 他
行政事務	昭和59年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び平成18年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。
学校事務		
警察事務		

イ 資格免許職

試験区分	生 年 月 日	資 格 ・ 免 許 ・ 学 歴
学校栄養士	昭和51年4月2日以降に生まれた者	次のいずれかに該当する者 1 管理栄養士の免許を有する者又は平成18年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者 2 栄養士の免許を有する者又は平成18年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者で、大学を卒業した者又はこれを平成18年3月末日までに卒業する見込みの者
診療放射線技師	昭和53年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者	診療放射線技師の免許を有する者又は平成18年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	初級 教養試験	50点	公務員として必要な一般的な知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間)
	適性試験	21点	公務員として職務上必要な事務処理能力について、比較的簡単な問題を限られた時間内にできるだけ多く解答する筆記試験を行います。(択一式、解答時間15分)
	資格免許職 教養試験	50点	公務員として必要な一般的な知識及び知能について、各試験区分に応じ、大学卒業程度又は短期大学卒業程度の筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間30分)
	専門試験	40点	各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、筆記試験を行います。(択一式40題、解答時間2時間) なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験	口述試験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作文試験	60点	公務員として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題2題、解答時間1時間30分)
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	身体検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。

- (2) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。なお、その際、初級については、第1次試験の合計得点を90点満点に換算します。
- (3) 第1次試験、第2次試験の各試験、検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 試験の日時、場所及び合格発表

区分	日	時	場 所	合 格 発 表
第1次試験	平成17年 9月25日 (日曜日)	午前9時から 午後0時5分まで	(1) 松山南高等学校 (松山市末広町11番地1) (2) 西条高等学校 (西条市明屋敷234番地) (3) 宇和島東高等学校 (宇和島市文京町1番1号)	平成17年10月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
		午前9時から 午後3時まで	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	
第2次試験	第1次試験に合格した者に通知します。			平成17年11月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。この名簿は、原則として、平成18年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 資格免許職については、所定の時期までに資格又は免許を取得しなかった場合は、採用されません。

(4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(1) 初級

行政職給料表 1 級 3 号給（現行給料月額 138,800円）

(2) 資格免許職

試験区分	現 行 給 料	月 額
学 校 栄 養 士	医療職給料表（二）2 級 2 号給	176,600円
診 療 放 射 線 技 師	医療職給料表（二）1 級 6 号給	165,500円

8 受験手続

申込用紙の入手方法	<p>愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務県民部総務調整課（西条、今治、松山、八幡浜及び宇和島）、愛媛県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館内 電話（03）5212-9071）、愛媛県大阪事務所（大阪市西区江戸堀一丁目9番1号肥後橋センタービル内 電話（06）6441-2829）等で交付します。</p> <p>なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に「初級請求」又は「資格免許職請求」と朱書き、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。</p> <p>また、愛媛県のホームページの電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷してとりだすこともできます。</p>
申込方法及び受験票の交付	<p>申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。</p> <p>なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「初級申込み」又は「資格免許職申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。</p> <p>受験票が9月16日（金）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。</p> <p>また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの電子行政サービス（電子申請システム）で確認してください。</p>
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次 試 験 不 合 格 者	試験種目別得点、合計得点及び順位	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次 試 験 受 験 者	第 1 次 試 験 の 試 験 種 目 別 得 点、合計得点及び順位並びに第 2 次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	合格発表の日から1週間	

別表（4 関係）

専門試験（資格免許職）の出題分野

試験区分	出 題 分 野
学 校 栄 養 士	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論

診療放射線技師	放射線物理学、放射線計測学、基礎医学、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、診療画像機器学（医用工学を含む。）、診療画像検査学・エックス線撮影技術学、医用画像情報学（画像工学を含む。）、核医学検査技術学（放射化学を含む。）、放射線治療技術学、放射線安全管理学
---------	---

○愛媛県人事委員会公告第5号

平成17年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告

平成17年7月8日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2愛媛県庁内 〒790-8570
 電話(089)912-2826
 愛媛県ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/>

平成17年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成17年8月16日(火)から9月5日(月)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成17年8月17日(水)から8月26日(金)までに届いたものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
少年補導職員	2人程度	警察本部又は警察署に勤務し、少年補導、保護活動、交通指導、広報活動等の業務に従事します。

3 受験資格

(1) 昭和45年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者(昭和59年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)又はこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。))を卒業した者及び平成18年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者を含む。)

(2) 日本の国籍を有する者

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 教員免許を有する者又は平成18年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を含む。)又はこれと同等と人事委員会が認めるものにおいて、児童心理学、発達心理学、教育心理学、青年心理学その他の心理学を修学した者又はこれらを平成18年3月末日までに修学する見込みの者

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	50点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間30分)
	身体検査	-	少年補導職員として職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身長 男子は、160センチメートル以上であること。 女子は、155センチメートル以上であること。 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 弁色力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。
第2次試験	口述試験	168点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作文試験	32点	公務員として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題2題、解答時間1時間30分)
	適性検査	-	公務員として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	身体精密検査	-	少年補導職員として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。

- (2) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。
- (3) 第1次試験、第2次試験の各試験、検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日 時	場 所	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成17年9月25日(日曜日) 教養試験 〔午前9時から 午前11時45分まで〕 身体検査 (教養試験終了後)	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	平成17年10月中旬に愛媛県庁前掲 示板に掲示するほか、合格した者に 通知します。
第 2 次 試 験	第1次試験に合格した者に通知します。		平成17年11月下旬に愛媛県庁前掲 示板に掲示するほか、合格した者に 通知します。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県少年補導職員採用候補者名簿に記載されます。
この名簿は、原則として、平成18年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考(面接等)を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県警察本部において約50日間、少年補導職員として必要な教養を受け、警察本部又は警察署に配置されます。

7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、行政職給料表2級2号給(現行給料月額170,700円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

8 受験手続

申込用紙の 入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務県民部総務調整課(西条、今治、松山、八幡浜及び宇和島)、愛媛県東京事務所(東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館内 電話(03)5212-9071)、愛媛県大阪事務所(大阪市西区江戸堀一丁目9番1号肥後橋センタービル内 電話(06)6441-2829)等で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に「少年補導職員請求」と朱書き、90円切手(1部につき)をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス(申請書等電子配布サービス)から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申込方法及び 受験票の交付	申込書及び受験票(申込みのときは、写真は、はらないこと。)には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル)をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「少年補導職員申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が9月16日(金)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの電子行政サービス(電子申請システム)で確認してください。
受験手続その他 の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせください。

9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類(学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等)を持参のうえ、執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分まで)に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次 試 験 不 合 格 者	得点及び順位	合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次 試 験 受 験 者	第 1 次 試 験 の 得 点 及 び 順 位 並 び に 第 2 次 試 験 の 試 験 種 目 別 得 点 、 総 合 得 点 及 び 総 合 順 位	合格発表の日から1月間	

○愛媛県人事委員会公告第6号

平成17年度愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験公告

平成17年7月8日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
電話(089)912-2826
愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573
電話(089)934-0110 内線2623・2624
愛媛県警察本部HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験を受けることにより、警視庁、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがあります。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成17年8月23日（火）から9月12日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成17年8月24日（水）から9月2日（金）までに届いたものに限り、受け付けます。

2 採用予定人員

愛 媛 県	警 視 庁	大 阪 府	兵 庫 県
17 人 程 度	2 人 程 度	2 人 程 度	2 人 程 度

なお、申込時には、次のことに注意してください。

(1) 警視庁、大阪府及び兵庫県の中から第2志望を選択することができます。なお、愛媛県以外の都府県を第1志望とすることはできません。

(2) 申込み後の志望都府県の変更はできません。

(3) 愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) 昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた男子（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるものを卒業した者及びこれらを平成18年3月末日までに卒業する見込みの者を除く。）

5 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区 分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容
第	教 養 試 験	50点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験を行います。 (択一式50題、解答時間2時間)

第 2 次 試 験	1 次 試 験	身 体 検 査	-	警察官として職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 。 身 長 160センチメートル以上であること。 体 重 47キログラム以上であること。 胸 囲 78センチメートル以上であること。 視 力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 弁色力 完全であること。 聴 力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。
	第	口 述 試 験	60点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	2	作 文 試 験	40点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）
	次	体 力 検 査	-	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、検査を行います。
	試	適 性 検 査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
験		身 体 精 密 検 査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。

- (2) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。
- (3) 第1次試験、第2次試験の各試験、検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試 験 日	場 所	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成17年10月16日 (日曜日) { 午前 教養試験 } { 午後 身体検査 }	(1) 松山工業高等学校 (松山市真砂町1番) (2) 新居浜商業高等学校 (新居浜市瀬戸町2番16号) (3) 宇和島東高等学校 (宇和島市文京町1番1号)	平成17年10月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
第 2 次 試 験	第1次試験に合格した者に通知します。		平成17年11月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

愛媛県以外の都府県の合格発表については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者名簿に記載されます。
この名簿は、原則として、平成18年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。
愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級4号給（現行給料月額 170,400円）、高校卒程度で公安職給料表1級2号給（現行給料月額 156,700円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。
愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

9 受験手続

申込用紙の 入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官（男性）（高卒）請求」と朱書き、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申込方法及び 受験票の交付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官（男性）（高卒）申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が10月7日（金）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの電子行政サービス（電子申請システム）で確認してください。
受験手続その他 の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。ただし、愛媛県を志望した受験者に限りです。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	合格発表の日から1週間	

（注）第2志望の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

○愛媛県人事委員会公告第7号

平成17年度愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験公告

平成17年7月8日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
電話（089）912-2826
愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573
電話（089）934-0110 内線2623・2624
愛媛県警察本部HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成17年8月23日（火）から9月12日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成17年8月24日（水）から9月2日（金）までに届いたものに限り、受け付けます。

2 採用予定人員

8人程度

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた女子（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるものを卒業した者及びこれらを平成18年3月末日までに卒業する見込みの者を除く。）

5 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
 なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区 分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容
第 1 次 試 験	教 養 試 験	50点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験を行います。 (択一式50題、解答時間2時間)
	身 体 検 査	-	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身長 155センチメートル以上であること。 体重 45キログラム以上であること。 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 弁色力 完全であること。 聴力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。
第 2 次 試 験	口 述 試 験	60点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作 文 試 験	40点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)
	体 力 検 査	-	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、検査を行います。
	適 性 検 査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	身 体 精 密 検 査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。

- (2) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。
- (3) 第1次試験、第2次試験の各試験、検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試 験 日	場 所	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成17年10月16日 (日曜日) { 午前 教養試験 } { 午後 身体検査 }	(1) 松山工業高等学校 (松山市真砂町1番) (2) 新居浜商業高等学校 (新居浜市瀬戸町2番16号) (3) 宇和島東高等学校 (宇和島市文京町1番1号)	平成17年10月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
第 2 次 試 験	第1次試験に合格した者に通知します。		平成17年11月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者名簿に記載されます。
 この名簿は、原則として、平成18年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。

- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級4号給（現行給料月額 170,400円）、高校卒程度で公安職給料表1級2号給（現行給料月額 156,700円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

9 受験手続

申込用紙の入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官（女性）（高卒）請求」と朱書きし、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官（女性）（高卒）申込み」と朱書きし、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が10月7日（金）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの電子行政サービス（電子申請システム）で確認してください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間	

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第2号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、愛媛県公営企業の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を平成17年6月24日認定したので、企業職員に係る労働組合法第2条第1項に規定する者の範囲の認定（昭和53年5月愛媛県地方労働委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成17年7月8日

愛媛県労働委員会
会長 白石 喜 徳

表本局の項労働組合法第2条第1号に規定する者の欄中「次長」を削り、表県立病院の項労働組合法第2条第1号に規定する者の欄中「事務局次長」の下に「（県立中央病院、県立三島病院及び県立南宇和病院に限る。）」を加える。

雑 報

○公 告

平成17年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛媛県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示します。

平成17年7月8日

財団法人行政書士試験研究センター
理事長 池ノ内 祐 司

- 1 試験期日
平成17年10月23日（日）午後1時から午後3時30分まで
- 2 愛媛県における試験場所
松山市文京町3番 愛媛大学 城北キャンパス
- 3 試験の科目及び方法
(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に 関し必要な法令等 (出題数 40題)	行政書士法（行政書士法施行規則を含む。）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成17年4月1日現在施行されている法令に関し出題します。
一般教養 (出題数 20題)	

- (2) 試験の方法
ア 試験は、筆記試験によって行います。
イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「一般教養」は択一式とします。
- 4 受験手続
(1) 受付期間
平成17年8月1日（月）から8月31日（水）まで
(2) 受付場所
(財)行政書士試験研究センター
受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください（あて先は印刷されています。）。8月31日の消印があるものまで受け付けます。
(3) 提出書類
受験願書一式（配布場所については(5)を御覧ください。）
(4) 受験手数料
7,000円
受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。
(5) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所
ア 郵送配布
配布期間 平成17年8月1日（月）から8月23日（火）まで
郵送を希望する方は、140円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒（角2号：A4サイズ用の紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください（8月23日必着のこと。）。
名称 (財)行政書士試験研究センター

- 住所 〒100 8779 東京中央郵便局留
- イ 窓口配布
(ア) 配布期間
平成17年8月1日（月）から8月31日（水）まで
(イ) 配布場所
別表に掲げる場所
(6) 連絡先（問い合わせ先）
(財)行政書士試験研究センター
電話番号 03 5251 5600

- 5 特例措置の実施
身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状態により必要な措置を講ずることがありますので、受験申込みに先立って連絡先へ早目に御相談ください。
- 6 合格発表の日時及び方法
(1) 日時
平成18年1月19日（木）午前9時
(2) 方法
(財)行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。また、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。

別表（4関係） 愛媛県における試験案内及び受験願書の配布場所

配布場所	所 在 地	配布時間
愛媛県総務部管理局私学文書課	松山市一番町4 - 4 - 2	午前8時から30分まで
愛媛県西条地方局総務県民部総務調整課	西条市喜多川796 - 1	午後5時15分まで
愛媛県今治地方局総務県民部総務調整課	今治市旭町1 - 4 - 9	
愛媛県松山地方局総務県民部総務調整課	松山市北持田町13 - 2	
愛媛県八幡浜地方局総務県民部総務調整課	八幡浜市北浜1 - 3 - 37	
愛媛県宇和島地方局総務県民部総務調整課	宇和島市天神町7 - 1	
愛媛県行政書士会	松山市三番町4 - 10 - 1 愛媛県三番町ビル1階	午前9時から午後5時まで

注 土曜日及び日曜日は、配布しません。

任 免 辞 令

○任免辞令

6月30日

愛媛県事務吏員 井 上 康 三 郎

願により本職を免ずる

○公営企業任免辞令

6月30日

愛媛県技術吏員 難 波 力
同 奥 山 春 子

同	亀 田 ち さ
同	黒 岩 美 保
同	藤 田 里 香

願により本職を免ずる（各通）

